

○南城市男女共同参画推進条例

平成28年9月23日

条例第16号

我が国においては、日本国憲法にすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法や国内法令等が整えられてきた。

南城市においては、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」を策定し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

南城市は、琉球開びやく神話に登場する神・アマミキヨが上陸して数々の聖地を創ったとされる地で、いにしえから女性たちが地域の繁栄を願って祈りを捧げながら、男女が協働して農漁村地域における発展を担ってきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や社会の慣習等は依然として根強く存在し、多くの課題が残されている。一方、急速に進む少子高齢化、国際化、社会情勢の急激な変化への対応も求められている。

このような状況の中で活力ある社会を築くためには、男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を図ることが重要である。

ここに、私たち南城市民は、男女がともに輝き、自然と文化あふれる福寿のまちをめざし、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の責務を明らかにするとともに、男女共同参画推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男

女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民等 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者及び市内で活動する者をいう。

(4) 教育関係者 市内において、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(5) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(6) 区・自治会 市内において、一定の区域に住所を有する者が自発的に地域活動する団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、社会のあらゆる分野における男女の活動の自由な選択に対して、できる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、家族の一員として、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について共に役割を果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的視野をもって行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民等、教育関係者、事業者、区・自治会、国、県及び他の地方公共団体と連携し、取り組むものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、学校教育、社会教育その他の教育の場において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、職場における活動と家庭及び地域活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区・自治会の責務)

第8条 区・自治会は、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共に参画する機会を確保するよう努め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的、精神的、性的、経済的又は言動的に苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(3) セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること、又は相手方の生活環境を害することをいう。)

(4) その他の性別による人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化若しくは助長させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画行動計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 市は、市の審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(普及啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見等の対応)

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等、教育関係者、事業者及び区・自治会から書面により意見等を受けたときは、適切な措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう

四間切輝きプラン〜」（平成20年3月策定）は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画行動計画とみなす。